



金融・税務相談課
山本 龍角

Chamber of commerce and industry utilization.

商工会議所

活用術

マル経融資利用のすすめ

金融・税務相談課の山本です。今回は、マル経融資（小規模事業者経営改善貸付）についてご紹介いたします。

マル経融資とは？

正式名称を「小規模事業者経営改善貸付」といい、中小企業の中でも特に経営資源が乏しく、生産性が低い小規模事業者の経営改善を支援することを目的とした制度で、1973年に施行が開始されました。

本制度の特徴は、商工会議所と日本政策金融公庫が連携して行っていることです。商工会議所の職員が小規模企業に対し、経営指導やアドバイスを行うことが、無担保・無保証・低金利での融資実行の条件となっています。

どんな時にマル経融資を利用できるのか？

主な資金使途として、運転資金や設備資金があります。運転資金の例としては、材料の仕入、人件費や外注費などの固定費に

係る支払、買掛金の支払などがあります。

設備資金の例としては、事業用車両の購入や機械設備の導入、その他、事務所・営業所等の改装や移転に係る費用などがあります。

マル経融資を利用

している方の声

マル経融資を利用したことのある方の意見をいくつかご紹介いたします。

- ・小規模事業者にとっては、資金調達する上で一番心強い制度である。

- ・今後も小規模事業者の経営をサポートする存在としてあり続けてほしい。

- ・商工会議所の職員が話を聞いてくれるので、安心して利用できる。

- ・相談を通して、これからの経営を改善するポイントを見つけることができた。

このようにマル経融資は、小規模事業者にとって必要なものであることが分かります。

マル経融資を利用する 利点とは？

まず1つ目は事業内容をヒアリングし、事業所に応じたアドバイスをさせて頂くことで、資金調達を通じて経営改善につなげることが出来ます。

2つ目は、無担保・無保証・低金利であることです。商工会議所の推薦があることや市と県から利子の補給が行われることが大きな要因となっています。

マル経融資を受ける ための条件とは？

従業員数が小売・卸売・その他サービス業は5名以下、製造業・建設業は20人以下であること、1年以上事業を行っている事業所が対象です。また、税金を完納していることも条件となります。マル経融資について疑問点やご質問のある方は一度ご相談ください。

お問い合わせ先

福井商工会議所 金融・税務相談課

TEL 0776-(33)8284